

環 境 影 響 評 価 準 備 書  
—市立病院移転新築事業—

8.13 植物

平成 23 年 7 月

仙 台 市 立 病 院

## オ 予測結果

本事業における植栽計画は図 8.13-3に示すとおりである。

仙台市南部の広域拠点であり、都市空間であるあすと長町地区における街全体の景観形成や面的な広がりのある緑のネットワーク創出を目指して、杜の広場やあすと長町大通り線の街路樹との一体的な緑化整備を目的に計画地の外周部に植栽を行う計画とした。

緑化面積及び植栽予定植物は以下のとおりである。

### ① 緑化面積

緑化面積は表 8.13-6に示すとおりであり、本事業における緑化面積は、約 6,933m<sup>2</sup>（緑化率 19.8%）で表 8.13-7に示すとおり緑化基準を満足する緑化面積が確保されると予測される。

表 8.13-6 緑化面積

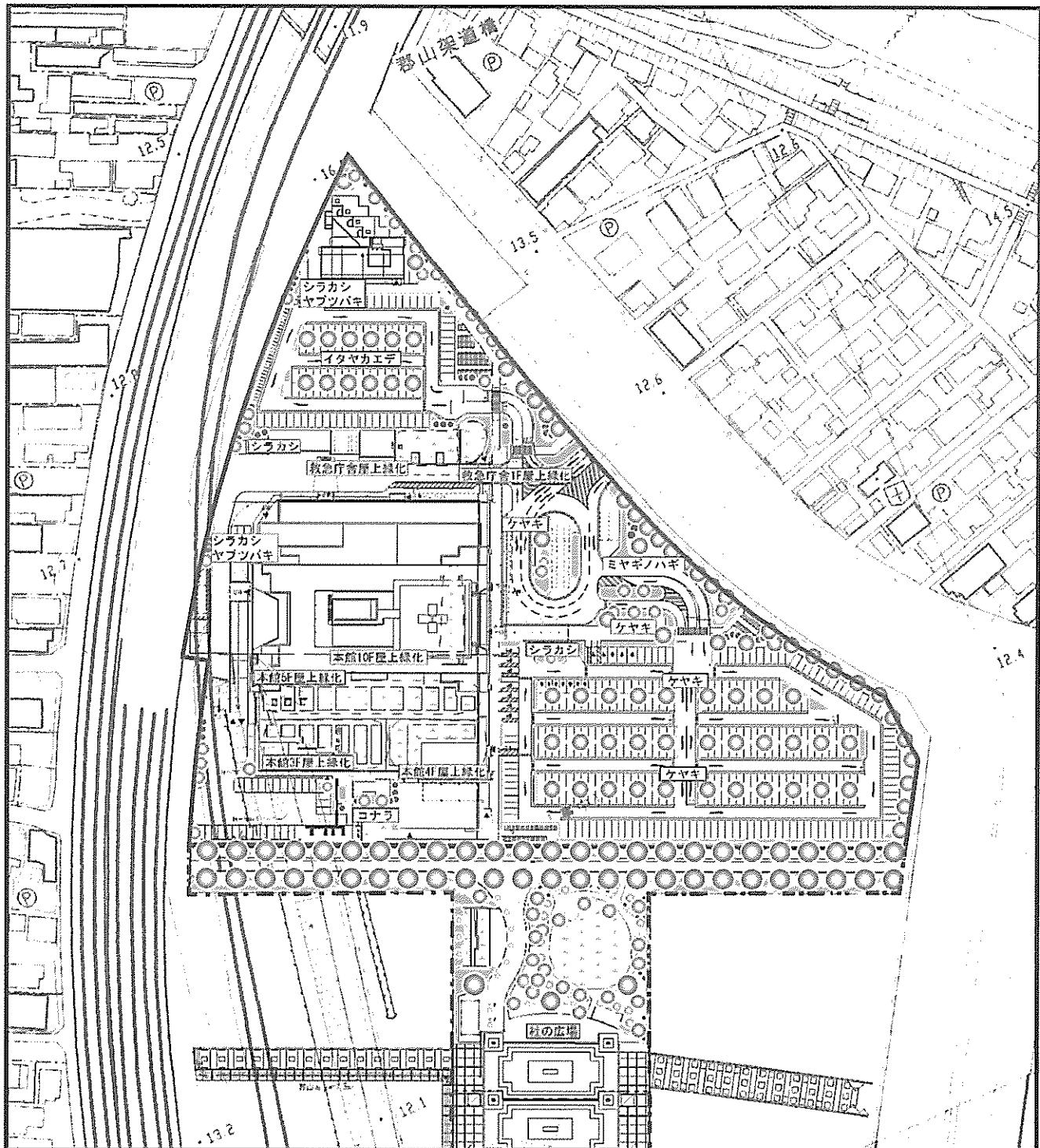
区分	緑化面積
地表部	5,742 m <sup>2</sup>
屋上緑化	1,078 m <sup>2</sup>
壁面	113 m <sup>2</sup>
合 計	6,933 m <sup>2</sup>

※1：緑化面積の算定に際しては、「杜の都の環境をつくる条例」(平成 18 年 6 月 23 日 仙台市条例第 47 号)に基づく緑化計画の手引きに従い、高木等植栽予定植物区分ごとに算出して、それを合算し緑化面積とした

表 8.13-7 緑化基準と計画緑化面積

緑化基準に基づく算定式	緑化面積	本事業の 計画緑化面積 (緑化率)
「杜の都の環境をつくる条例」 【緑化基準面積】 =敷地面積 × (1・建ぺい率の最高限度) × 0.5	3,501.8m <sup>2</sup>	6,933m <sup>2</sup> (19.8%)
「あすと長町北部地区計画」 【緑化面積】 =敷地面積 × 0.1	3,501.8m <sup>2</sup>	

※算出に用いて計画諸元は、敷地面積が 35,018 m<sup>2</sup>、建ぺい率の最高限度が 80%である。



凡 例

: 対象事業計画地

: 杜の広場

: 高木

: 中木

: 低木

: 地被類

: ふれあい種・ふるさと種

※ 緑化面積の算定に際しては、「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年6月23日 仙台市条例第47号)に基づく緑化計画の手引きに従い、高木等植栽予定植物区分ごとに算出して、それを合算し緑化面積とした。



S=1:2,000

0 50 100m

図 8.13-3  
植栽平面図  
(杜の広場を含む)

## ② 植栽予定樹種

本事業で計画している植栽予定植物と植栽の配置は、表 8.13-8、図 8.13-3、図 8.13-4及び図 8.13-5に示すとおりである。

周辺の公園(シダレザクラ、キンモクセイ、ツツジ等)や街路樹(シラカシ、ケヤキ等)との調和を図り、生態上および都市景観上、郷土に馴染んだ樹種であるとともに、都市的土地利用を勘案し、四季の彩り(花、紅葉、実、落葉・常緑など)が感じられる植栽を配置する予定であり、中高木、低木、地被類等の階層を組み合わせた緑地空間の形成により、多層的な緑地空間の形成に努める。

また、郷土種は「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(平成 10 年 仙台市)において、市街地における環境保全種(ふれあい種)であるケヤキ、シラカシ、コナラ等を植栽する計画とし、植栽する個体については、遺伝子攪乱に留意し、可能な限り東北地方産の個体を移植する計画とした。

さらに歩行者アプローチ、リハビリ庭園を設置して、四季折々の草花を観賞できる植栽・修景計画を行い、自然との触れ合い及び景観を創出する緑地の形成に努める。さらに、国道 4 号に面する部分については高木及び低木を植栽する計画であり、沿道の風害や騒音が低減されると予測される。

### a) 高木・中木

東側から北側の外周部には、街並みの一体感を考慮して、「あすと長町マスターPLAN」の環境軸として挙げられ、ミツバチがミツを採取できる木本類であるユリノキを配置する。また、東側の駐車場にはケヤキ、西側の JR 東北新幹線の高架沿いにはシラカシと、「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(仙台市)においてふれあい種またはふるさと種とされている樹種を配置する。さらに、第一駐車場はケヤキ及びハルニレを配置し、緑の変化をつける配置とする。

計画地周辺の植生や緑とのネットワークの視点から、広瀬川に生育するエノキ、ネムノキを計画地及び駐車場の入口に配置する。また、大年寺にはモミジが生育することから、北側の駐車場からふれあい種のイタヤカエデを配置する。さらに、計画地南側の院内保育所の園庭周りにはドングリ拾いができる、ふれあい種であるコナラを配置する。

このほかに、アオダモ、トチノキ、ふるさと種であるヤブツバキ、宮城県及び仙台市の花であるミヤギノハギなどを植栽する計画としている。

### b) 低木・地被類

低木については、落葉するものが多い中高木に対し、秋季～冬季においても病院敷地内の緑を確保するという視点から、常緑のツツジ類を多く配置する計画とした。また、花期が長いシモツケを配置した。さらに、園庭周りに設置するフェンスにスイカズラ配置し、可能な限り緑化することとした。

表 8.13-8 植栽予定植物

区分	植栽予定植物
高木	シラカシ <sup>(※1)</sup> 、ユリノキ、ハナミズキ、カツラ、ケヤキ <sup>(※1)</sup> 、ヤマボウシ、ハクウンボク、シダレザクラ、エゴノキ、ナナカマド、シデコブシ、イタヤカエデ <sup>(※1)</sup> 、ホオノキ、エノキ、ネムノキ、アオダモ、ハルニレ、トチノキ、コナラ <sup>(※1)</sup>
中木	カクレミノ、キンモクセイ、ゲッケイジュ、サザンカ、ヤブツバキ <sup>(※2)</sup> 、ガマズミ、ハシドイ、ハナカイドウ、ライラック
低木	サツキツツジ、ヒサカキ、リュウキュウツツジ、ドウダンツツジ、ミツバツツジ、シモツケ、アスナロ、ミヤギノハギ <sup>(※1)</sup>
地被類	アベリア、フイリヤプラン、コクチナシ、コグマザサ、タマリュウ、マツバギク、ハイビャクシン、スイカズラ、張芝

※1：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(平成 10 年 仙台市)における環境保全種(ふれあい種)

※2：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」(平成 10 年 仙台市)における環境目標種(ふるさと種)

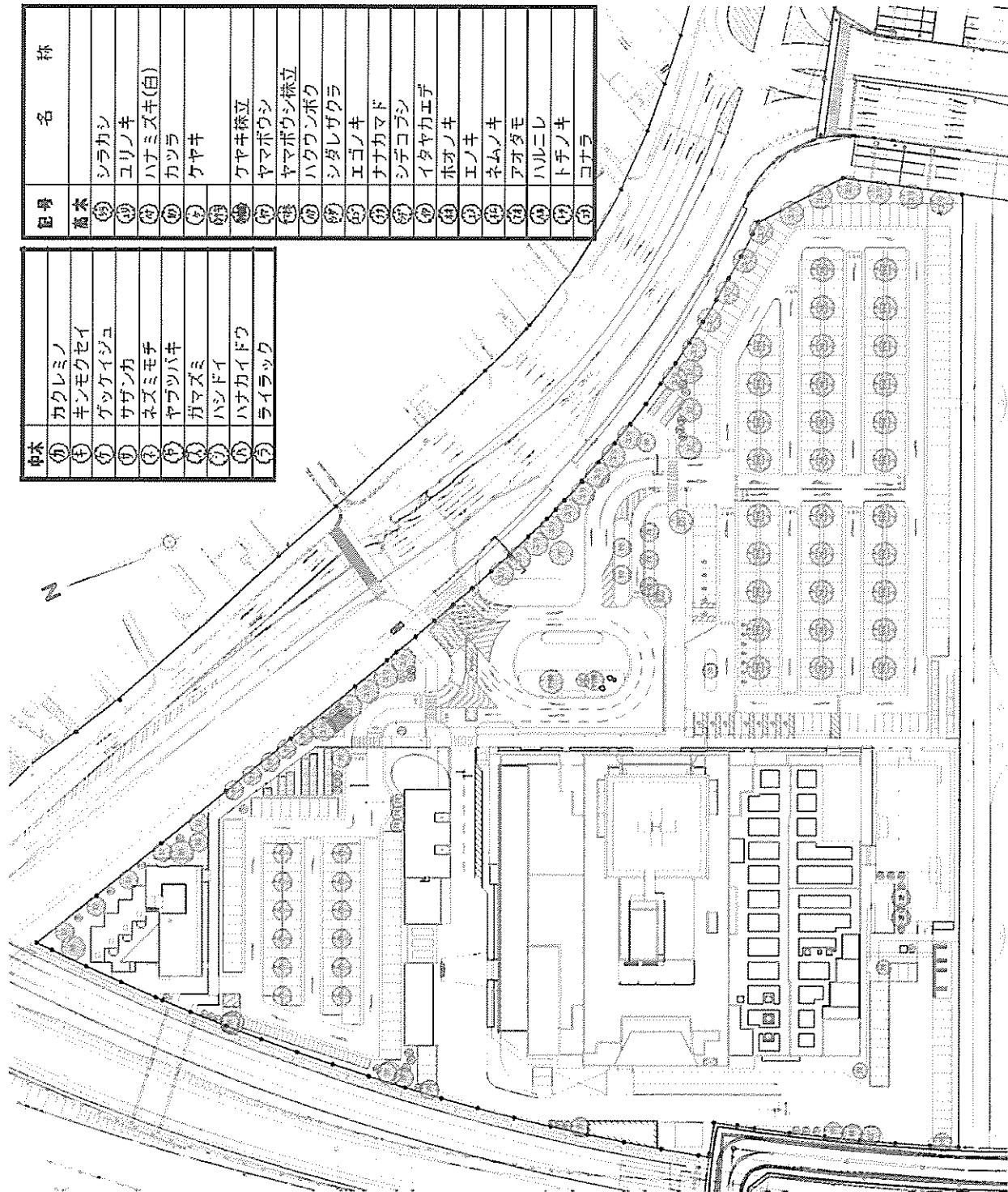


図 8.13-4 植栽配置図(中高木)

筆本	名 称	地圖
サキシツヅジ	サキシツヅジ	■■■■■
ヒサカキ	ヒサカキ	■■■■■
リュウキュウツヅジ	リュウキュウツヅジ	■■■■■
ドウツンツヅジ	ドウツンツヅジ	■■■■■
ミタツヅツヅジ	ミタツヅツヅジ	■■■■■
シモツヅ	シモツヅ	■■■■■
ヒサガキ生垣	ヒサガキ生垣	■■■■■
アスナロ生垣	アスナロ生垣	■■■■■
		一
		ハリヤツツヅジ
		フイリヤプラン
		コクチナン
		コグマツサ
		タマリユウ
		マツノツヅ
		ハツカツツヅジ
		ミヤギハギ
		スイカズラ
		■■■■■

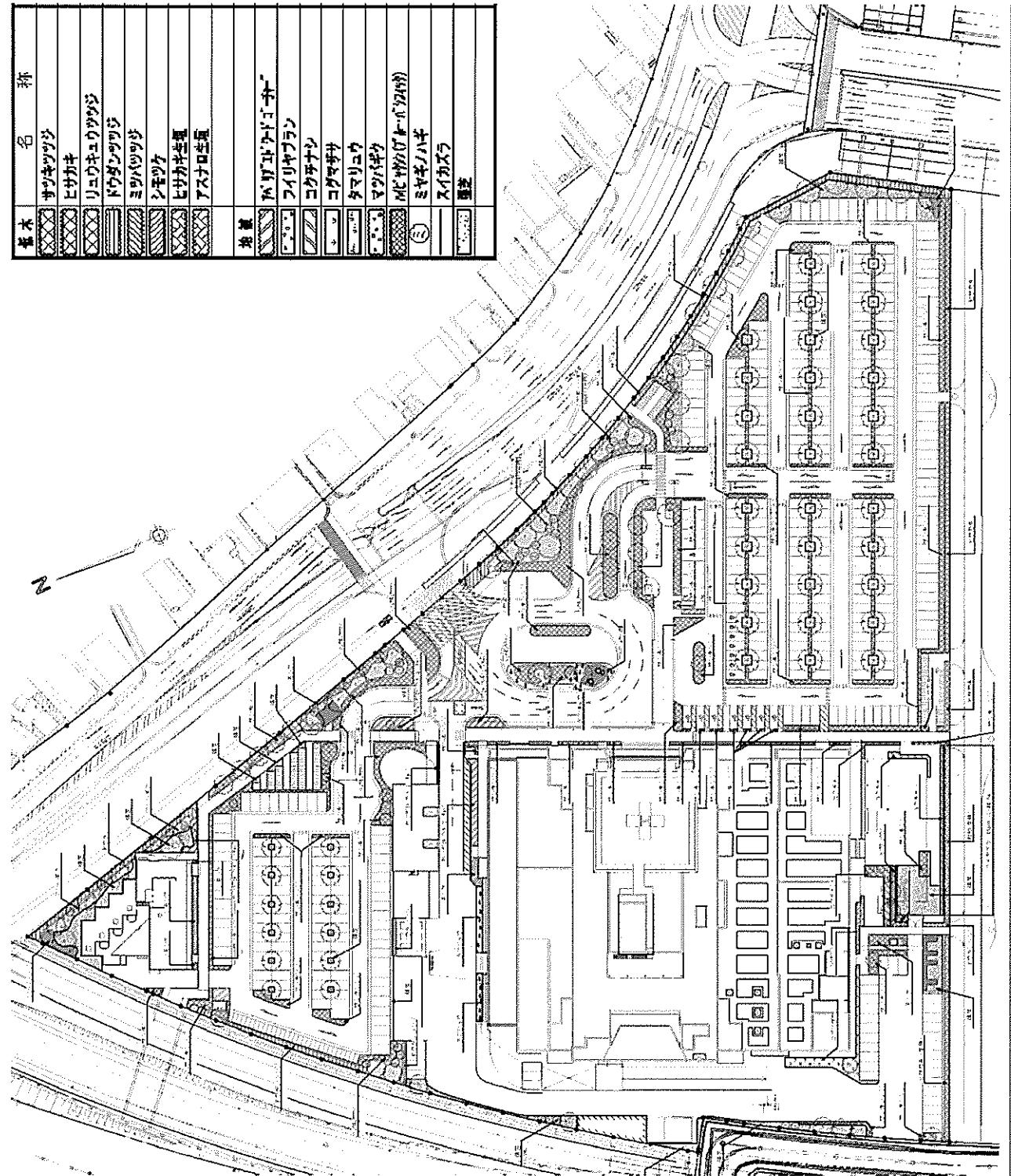


図 8.13-5 植栽配置図(低木・地被類)

### 8.13.3. 環境の保全及び創造のための措置

#### (1) 存在による影響

緑地面積及び計画建築物の存在による影響について予測した結果、植物(樹木・樹林地等)への影響は小さいと予測された。

また、本事業では、あすと長町北部地区計画による緑化率の最低限度を達成した上で、屋上緑化を行う等、更なる緑化整備に努める計画とした。さらに、植栽した樹木等については、維持管理を行い、緑地の保全に努める。

#### 8.13.4. 評価

##### (1) 存在による影響

###### ア 基準や目標との整合に係る評価

###### ① 評価方法

以下に示す基準や目標との整合性が図られているか否かを判断する。

- ・「宮城県環境基本計画」(平成18年 宮城県)
- ・「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」(平成9年 仙台市)
- ・「杜の都の環境をつくる条例」に定める緑化基準面積
- ・「あすと長町北部地区計画」に定める緑化率
- ・「環境影響評価方法書に対する市長意見」(平成21年9月3日)

###### ② 評価結果

「宮城県環境基本計画」、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」、「杜の都の環境をつくる条例」に定める緑化基準面積及び「あすと長町北部地区計画」に定める緑化率は「8.13.1 現況調査」に示したとおりである。

本事業では、杜の広場やあすと長町大通り線の街路樹との一体的な緑化整備を行い、面的な広がりのある緑のネットワークづくりを進める計画としている。また、本事業における緑化面積は6,933m<sup>2</sup>（緑化率19.8%）で、表8.13-9に示す「杜の都の環境をつくる条例」に定める緑化基準面積及び「あすと長町北部地区計画」に定める緑化率を満足する計画である。さらに、環境影響評価方法書に対する市長意見である「地理的位置・地盤環境・生育環境も考慮した郷土種の導入」、「すぐれた環境保全機能、自然との触れ合い及び景観を創出する緑地」、「多層化した緑地空間」、「生物多様性や自然度の高い緑地」及び「風害や沿道の騒音を低減するような緑地の配置」の観点からも適切な植栽計画が予定されている。したがって、基準や目標との整合性が図られていると評価する。

表 8.13-9 緑化基準面積

緑化基準に基づく算定式	緑化面積
「杜の都の環境をつくる条例」 【緑化基準面積】 =敷地面積×(1-建ぺい率の最高限度)×0.5	3,501.8m <sup>2</sup>
「あすと長町北部地区計画」 【緑化面積】=敷地面積×0.1	3,501.8m <sup>2</sup>

※算出に用いて計画諸元は、敷地面積が35,018m<sup>2</sup>、建ぺい率の最高限度が80%である。